

市内企業と海外スタートアップ等との連携促進による市内イノベーションの推進業務委託 仕様書

1. 事業目的

本事業は、市内企業と海外スタートアップ等との連携促進による市内イノベーションの推進を目的として実施する。

2. 事業背景

新技術やイノベーションの転換が加速する中、海外スタートアップが有する先進的な技術やビジネスモデルと、市内企業が培ってきた事業基盤や市場ネットワークを融合させ、双方にとって有益なイノベーションを創出することは、市内産業の高度化や地域経済の活性化を図る上で重要な要素となっている。

本市ではこれまで、外国人起業家等の誘致を目的に、海外スタートアップと市内企業とのビジネスマッチングなど、主に個社単位での支援を実施してきた。これらの取組を通じて、市内企業におけるオープンイノベーションへの理解や関心は一定程度進展し、海外スタートアップとの連携に対するニーズも高まりつつある。

一方で、近年の制度・環境変化として、「経営・管理ビザ」の取得要件の厳格化（令和7年10月法改正）により、海外スタートアップが我が国において法人を設立し、事業展開を行うことのハードルは一層高まっている。加えて、言語や商習慣の違い、情報の非対称性といった要因も相まって、市内企業と海外スタートアップが自律的に出会い、具体的な連携へと発展させる機会は依然として限定的である。

こうした状況を踏まえると、市内イノベーションの創出を持続的に推進し、地域経済の活性化および競争力強化を図るためにには、海外スタートアップの拠点設立や進出段階に必ずしも依存しない形での連携促進が求められる。そのためには、市内企業の技術・事業ニーズを的確に把握した上で、それに応じた海外スタートアップの発掘・スクリーニングを行い、実証、共同開発、業務提携等を含む多様な連携可能性を見据えた、効果的なビジネスマッチング支援を実施することが必要である。

3. 事業名

- (1) 委託事業名：市内企業と海外スタートアップ等との連携促進による市内イノベーションの推進業務
- (2) 外部向け名称：Kobe Global Startup Support

4. 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5. 事業内容

本業務は、(1) 市内企業のニーズ把握および対外発信、(2) 海外スタートアップ等との連携推進を目的としたイベントの実施、(3) 海外スタートアップ等の発掘およびスクリーニング、(4) ビジネスマッチング支援の4項目から構成される。

(1) 市内企業のニーズ把握および対外発信

ア. 業務内容

- ① 受託事業者は、市内企業が抱える新規事業開発や事業展開における課題やニーズ、スタートアップや連携先に求める技術・サービス内容、想定する技術レベル等について、継続的に情報収集を行うこと。

情報収集にあたっては、商工会、金融機関、スタートアップコンソーシアム等との情報交換、ネットワーキングイベントへの参加、個別ヒアリング等を適切に組み合わせて実施すること。

収集した情報については、一覧化したリストを作成し、その雛形を2026年5月末までに神戸市へ提出すること。リストに含める項目は、神戸市と協議のうえ決定するものとする。

その後、委託期間中は定期的に内容を更新し、最終的に完成版のリストを成果物として神戸市に提出すること。

- ② 対外発信

把握した市内企業の課題やニーズを踏まえ、海外企業や海外スタートアップ等との連携促進を目的として、神戸市が運営するウェブサイト「Invest in Kobe (<https://investkobe.com/>)」および同LinkedInアカウントに掲載する記事または投稿文を作成すること。

掲載内容、投稿時期については、神戸市と協議のうえ決定するものとする。

イ. 支援対象

神戸市内に本社、支社、または事業拠点を有する事業会社

(原則として、神戸市内に本社、支社、または事業拠点を有する事業会社を対象とするが、本事業の目的に照らし、市内のイノベーション推進に資する可能性が認められる場合には、京阪神エリア内に拠点を有する事業会社についても対象に含めるものとする。なお、本仕様書においては、これらを総称して「市内企業」と表記する。)

ウ. 年間目標想定数

- ① 市内企業のニーズ把握：25社以上

- ② 記事および投稿文の作成：6件以上

(ウェブサイトおよびLinkedInへの投稿は連動させ、合わせて1件とカウントする。)

(2) 海外スタートアップ等との連携推進を目的としたイベントの実施

ア. 業務内容

受託事業者は、海外スタートアップ等との連携促進を目的としたイベントを企画・運営すること。イベントの目的は、本事業の目的に沿ったものとする。

想定されるイベントは、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 海外スタートアップ支援団体および海外スタートアップ等を対象に、神戸の魅力や市内企業のニーズを発信するイベント

(オンライン形式により、2026年6月末までに開催することを想定)

② 海外スタートアップ支援団体等が神戸を訪問する機会を捉えた海外スタートアップピッチイベント

③ グローバル規模のイベントが関西地域で開催される際の関連サイドイベント

なお、イベントのテーマ、開催時期、実施方法等については、事前に神戸市と協議のうえ決定するものとする。

イ. 年間目標想定数

年間 5 回のイベントを企画・運営すること

(うち 1 回は、上記①に該当するイベントを実施すること)

(3) 海外スタートアップ等の発掘とスクリーニング

ア. 業務内容

受託事業者は、前項(1)により把握した市内企業のニーズを踏まえ、海外スタートアップ等に関する情報収集を行い、連携可能性の観点からスクリーニングを実施すること。

スクリーニングにあたっては、必要に応じて、技術内容、知財・特許取得状況、事業フェーズ、トラクションの有無、財務状況等を考慮し、市内企業とのマッチングに資する候補の整理を行うものとする。なお、候補となる海外スタートアップ等には、受託事業者が独自に探索したものに加え、神戸市に寄せられる問い合わせへの対応も含まれるものとする。

収集した情報については、一覧化したリストを作成し、その雛形を 2026 年 5 月末までに神戸市へ提出すること。リストに含めるべき項目は、神戸市と協議のうえ決定するものとする。

その後、委託期間中は定期的な内容更新を行い、最終的に完成版のリストを成果物として神戸市に提出すること。

イ. 年間目標想定数

50 社以上

(4) ビジネスマッチング支援

ア. 業務内容

受託事業者は、前項(1)および(3)の結果を踏まえ、市内企業と海外スタートアップ等との個別案件におけるビジネスマッチング支援を実施すること。

具体的には、双方の意向確認、オンライン・オフラインでの面談調整、通訳を含む初期的なコミュニケーション支援、必要に応じたフォローアップ支援等を行い、連携までの伴走支援を行うものとする。

イ. 年間目標想定数

5 件以上の連携または進出実績

(海外スタートアップ等と市内企業との PoC 実施、MoU 締結、NDA 締結、またはこれらに準ずる連携形態が確約された場合、もしくは海外スタートアップ等が神戸市内に拠点を設立した場合に、実績としてカウントする。)

7. 業務報告について

(1) 神戸市との定例会

神戸市との定例会を毎月開催し、事業進捗状況を定期的に神戸市に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより神戸市との協議調整を行うこと。また、隨時、神戸市の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

(2) 業務報告書について

以下の書類を電子データかつ日本語で神戸市に提出すること。

ア. 業務計画書（業務工程表、業務実施体制図を含む）（契約締結後、3週間を目途に提出）

イ. 月次報告書（毎月10日までに提出）

下記項目を含むものとする。

① 支援対象者・法人情報（各社の国籍、事業領域や状況）

② 支援件数

③ イベントの内容・実施数・参加者数および、参加者のフィードバック

ウ. 業務完了報告書（令和9年3月末日提出）

下記項目を含むものとする

① 業務完了届

② 業務報告書（月次報告書の記載項目に準じる）

③ 収支報告書

④ その他、業務によって得られた資料一式

エ. 檢収

神戸市は、納期までに納品を受けた業務報告書を検収する。神戸市から、受託者に対し修正等の指示があった場合は速やかに対応することとする。

オ. 納品場所

神戸市経済観光局新産業創造課

8. その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能なサポートチーム体制を整備し、熱意・経験・実績・傾聴力・ネットワーク構築力などを備え、適切かつ着実に業務を履行すること。直接的に海外スタートアップ等と市内企業のビジネスマッチング支援にあたる業務従事者は、ビジネスレベル以上の英語対応が可能な人材とすること。なお、本業務の円滑な実施を図るために、総括責任者を定めるものとする。

また、必要に応じて、外部専門家・支援者の知見を活用した支援を実施すること（謝金等の支払い可）。事業実施体制および本事業を効果的に推進するために活用可能な外部ネットワークについて提案に盛り込むこと。

(2) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 著作権の帰属

① 本業務の履行により成果物が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭

和 45 年法律第 48 号) 第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。

- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 受託者は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

(6) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者が協議して定めるものとする。

(7) 帳簿等の保管

委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備し、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後 5 年間これを保存しておかなければならない。

(8) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。